スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

【新潟県三条市】
令和５年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
（運動部活動の地域移行に向けた実証事業）

自治体名	新潟県三条市
担当課名	学校教育課
電話番号	0256-45-1116

１．自治体の基本情報

基本情報

人口	92,594人	部活動数	74部活
公立中学校・義務教育学校数	９校	市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済み
公立中学校・義務教育学校生徒数	2,271人	市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定に向けて準備中

部活動地域移行における三条市の現状・課題

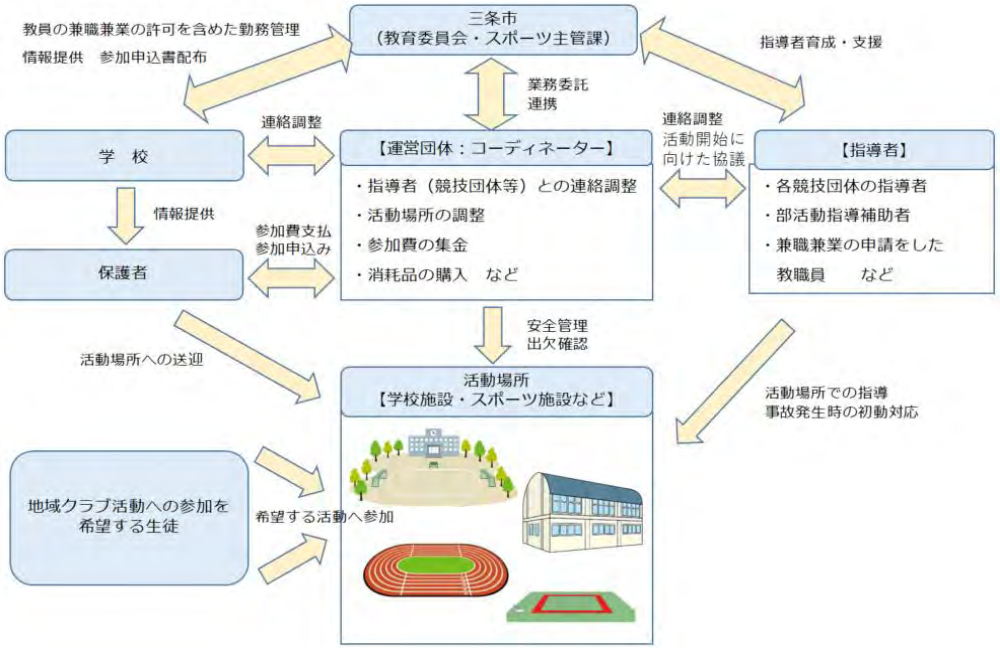
【現状】
・令和５年５月に柔道、７月に軟式野球、11月に陸上競技の休日の地域クラブ活動を開始した。月に２回程度の活動を行っている。
・業務委託先である一般社団法人三条市スポーツ協会の統括コーディネーターが各競技団体との連絡調整を行っており、各種目の実施方法について検討している。
・令和６年２月８日に第１回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会を開催し、三条市中学校の部活動の地域クラブ活動への移行に関する基本方針(案)について協議を行った。パブリックコメントを実施した後、教育委員会定例会で承認を得る予定となっている。また、３月下旬に第２回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会を開催し、推進計画について協議する予定である。

【課題】
・平日の地域移行について、具体的な議論が行えていない。三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会での協議を通して、三条市の子供たちにどのような環境が整備できるかを検討していく。
・残り６種目の休日の地域クラブ活動を開始させるための、実施方法の具体について関係団体との協議していく。
・軟式野球について、指導者の大半が兼職兼業による教職員であり、異動があるために継続が難しい面がある。今後、地域人材からも指導者を確保していく。
・地域クラブ活動として大会等に参加するために条件を整備する。
・三条市の地域クラブ活動を持続可能な取組とするために受益者負担額の設定についての検討していく。

2．実証内容と成果

運営体制・役割

▼運営体制図（市区町村における推進体制図）



▼行政組織内での役割分担

● **教育委員会**（学校教育課）
・事業全体の管理　・三条市スポーツ協会との業務委託
・教職員の兼職兼業の管理
・「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」事務局

● **首長部局**（健康づくり課スポーツ振興室）
・三条市スポーツ協会との連携　・地域クラブ活動の指導者講習に関する業務
・「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」事務局

年間の事業スケジュール

４月：地域移行の概要について、中学校長会に説明と質疑応答　地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業についての文書配布
「休日の部活動の段階的な地域移行」についての保護者向け文書の配布
５月：柔道の地域クラブ活動開始
６月：部活動の地域移行に関する情報交換のための校長会開催
７月：軟式野球の地域クラブ活動開始
８月：部活動地域移行に関する意見交換会の開催
11月：陸上競技の地域クラブ活動開始
12月：三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会設置要綱告示
２月：第１回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会開催
３月：第２回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会開催

随時：三条市スポーツ協会、健康づくり課スポーツ振興室とのミーティング
：教職員の兼職兼業の手続
：参加生徒、指導者の保険加入手続き

2．実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

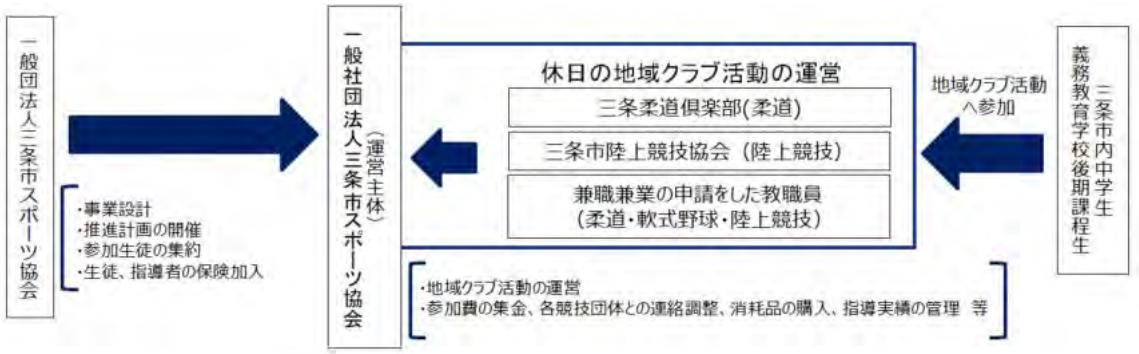
拠点校数	９校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	柔道、軟式野球、陸上競技
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	１９部活		

主な取組例

▼活動概要

拠点校名	第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、本成寺中学校、大島中学校、栄中学校、下田中学校、大崎学園
地域クラブ活動を実施した部活動数	１９部活
地域クラブ活動で実施した種目	柔道、軟式野球、陸上競技
運営主体名	一般社団法人三条市スポーツ協会
運営類型	地域スポーツ団体等運営型（総合型地域スポーツクラブ運営型）
１か月あたりの平均的な活動回数	柔道・軟式野球・陸上競技：月２回程度
指導者の主な属性	スポーツ協会加盟競技団体 兼職兼業の申請をした教職員
活動場所	柔道・陸上競技：公営施設（体育館等） 軟式野球：公営施設、中学校体育館、グラウンド
主な移動手段	徒歩、自転車、保護者送迎
１人あたりの参加会費等（年額）	全種目共通：1,000円
１人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒１人あたり：800円/年 指導者１人あたり：1,850円/年

▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



2．実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：ア．関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項	統括コーディネーターと種目コーディネーターの配置による、組織的な連携による運営を行う取組
取組の成果	一般社団法人三条市スポーツ協会に業務委託し、統括コーディネーターと種目コーディネーターを配置した。 統括コーディネーターは各競技団体と、地域クラブ活動の実施方法等についての協議を行い、開始した種目については課題の把握を、未実施の種目については実施方法等の検討を行った。 種目コーディネーターは、開始した３種目の競技団体と市の間に入り、消耗品の購入や指導実績の管理等を行い、その都度市へ報告をした。
今後の課題と対応方針	新たに休日に実施する種目や、平日の地域クラブ活動の在り方についての議論が必要となる。そのため、各競技団体との協議をより具体的に進めていく。 統括コーディネーターが中心となり、各競技団体に市の方針を伝えながら、どのような環境が創造できるか協議を進めていく。 種目コーディネーターについても配置を継続し、実施種目のコーディネート業務を担う。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：イ：指導者の質の保証・量の確保

取組事項

成長過程である中学生の特性の理解なども含めた「指導者養成講習会」の実施や国が認める資格の取得費用支援に係る取組

取組の成果①

新潟経営大学と連携し、「三条市スポーツ指導者育成講習会動画」を作成し、地域クラブ活動の指導者へ配信し、オンデマンドによる講習を実施した。また、スポーツ生理学についての資料を作成し、指導者へ配布した。
動画はスポーツ医学やスポーツ心理学等全７講座を配信した。

三条市スポーツ指導者育成講習会動画　スポーツ医学２　障害予防　より
https://www.youtube.com/watch?v=9BnI6N2O7Rs

上記に加え、救急救命に関する実技研修を行った。



取組の成果②

健康づくり課スポーツ振興室を窓口に、（公財）日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント資格取得のための補助事業を行った。
令和５年度は陸上競技２人、軟式野球１人、サッカー３人、剣道３人、ソフトテニス１人の計10人が資格を取得した。

今後の課題と対応方針

統括コーディネート業務を担う三条市スポーツ協会と連携し、地域クラブ活動での指導者確保に努めていく。
資格取得事業に関しては継続するとともに、広報を工夫し、事業についての周知を図る。
県央スポーツネットワークとの連携促進により人材を確保していく。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項	スポーツ協会へのコーディネーター委託による競技団体等との連携強化の取組
取組の成果	三条市スポーツ協会に委託した統括コーディネーターを窓口とし、各競技団体等と地域クラブ活動の実施に向けた協議を行った。 ８月に各競技団体の代表との意見交換会を実施した。 「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」を設置し、学識経験者や教職員の代表、保護者や各競技団体の代表から意見を求める体制を整備した。
今後の課題と対応方針	市と統括コーディネーター、種目コーディネーターの役割を更に明確にし、それぞれのコーディネーターがより動きやすくなるような体制を整備する。 月に２回、スポーツ協会とスポーツ振興室とミーティングを行うことで各コーディネーターとの連携をより密にし、各競技団体との協議の内容や休日の地域クラブ活動における課題等を、市とスポーツ協会とで確実に共有できるようにする。

2．実証内容と成果

取組内容

▼取組項目名：エ：面的・広域的な取り組み

取組事項	３種目の実施による情報共有や共通課題の洗い出し、近隣市町村との協議の場の設定などによる取組
取組の成果	種目コーディネーターが定期的に地域クラブ活動を参観し課題把握に努めた。 近隣市町村との情報交換は適宜行ったが、協議の場を設定することはできなかった。 スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動アドバイザー」と面談を２回実施し、基本方針の策定や推進計画の方向性についてアドバイスを得ることができた。
今後の課題と対応方針	次年度は実施する種目や実施回数、参加生徒数の増加が見込まれているため、課題が今年度以上に生まれることが想定される。 各コーディネーターとの情報交換を密に行い、課題把握に努めるとともに、その解決策について協議していく。 他の自治体の生徒を受け入れることの可否や、その場合の受益者負担額の設定等について三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等で検討するとともに、必要に応じて他の自治体の担当者と協議する場を設定していく。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：オ：内容の充実

取組事項	試行実施でさまざまな種目を経験できるイベントの開催等の取組 推進委員会の設置
取組の成果	イベント等を開催することはできなかった。 12月に「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会設置要綱」を告示し、第１回を２月に開催市、第２回を３月に開催する予定である。学識経験者やスポーツ・文化芸術に関する団体の代表、教職員や保護者の代表等全20名を委員として構成し、広く意見を求められる体制を整備した。
今後の課題と対応方針	三条市に設置しているスポーツに関する部活動は９種目であり、令和７年度までにこの９種目の休日の地域クラブ活動を開始させる。 12月に市内中学１年生を対象に活動してみたい種目についてアンケートを実施したところ、設置済みの９種目以外に、空手やダンス等を希望する生徒がいた。また、他県ではバドミントンが人気であったり、運動不足解消のためのフィットネス的な活動について需要があったりすることから、三条市スポーツ協会と、これらの活動についての試行イベント等について実施を検討していく。 三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会は令和６年度は年４回開催し、地域クラブ活動の在り方や新しい環境の創造等について協議を重ねていく。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：カ：参加費用負担の支援等

取組事項	補助金の活用や市負担等による低廉な会費の設定に係る取組
取組の成果	令和５年度から令和７年度まで、地域クラブ活動への参加費を保険料を含め年間1,000円と設定した。また、要保護・準要保護の世帯は参加費の支払いを免除し、市が負担した。
今後の課題と対応方針	休日だけでなく平日も含めて、地域クラブ活動を自走化させるために必要な受益者負担額の設定について、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会に提案し、協議していく。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：キ：学校施設の活用等

取組事項	休日の地域クラブ活動における、学校施設の利用
取組の成果	柔道、軟式野球で学校施設を利用した。
今後の課題と対応方針	令和５年度に実施した３種目のうち、陸上競技は公営施設を利用したため、学校施設を利用していない。 今後、実施種目数の増加に伴い、地域クラブ活動での学校施設利用の必要性が高まってくる。また、持続可能な取組とするために、地域の指導者の活用が求められる。業務委託先である三条市スポーツ協会と連携して指導者確保に努めるとともに、地域クラブ活動での学校施設利用に関するルール等について、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等で協議していく。

2．実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（第１回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会資料･指導者育成講習資料）

【第１回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会資料より】

3　三条市の児童生徒数･各部員数

令和6年度　三条市　各学年の児童生徒数　R6. 2. 1現在

小学校 義務教育学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数	643人	637人	695人	678人	692人	785人

中学校 義務教育学校	1年生 7年生	2年生 8年生	3年生 9年生
生徒数	720人	752人	734人

新小学1年生の人数の推移　R6. 2. 1時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
新小学1年生 児童数	623人	553人	566人	552人	454人

調査結果

※調査対象754人中、回答数676人（回答率89.7%）
「やっている･やってみたい活動がある」と回答した生徒485人　※複数回答可　延べ592

〈スポーツ〉

バスケットボール	サッカー	卓球	陸上競技	ソフトテニス	バレーボール
69	66	66	64	51	48
軟式野球	剣道	柔道	水泳	空手	ダンス
35	20	11	11	6	5

その他　体操･テコンドーが2
弓道･キックボクシング･飛び込み･チアダンス･バレエが1ずつ

〈文化芸術〉

吹奏楽	美術	コンピュータ	書道	科学
51	39	16	15	3

その他　競技かるた･英語･詩吟･作曲･文芸･そろばん･ドラムが1ずつ

【地域クラブ活動　指導者講習資料（スポーツ生理学）より】

①　スキル＝技能、運動技術

生理学観点　　脳神経系、神経筋、反射、随意運動

①運動がうまくなるとは
動作や運動の技能獲得→*運動学習*
=>スポーツや体育の場面では合目的的にあるいは効率的に身体を動かす技術を身につけること

②脳の神経シナプスの観点
強化（consolidation） =>シナプスとシナプスの選択的つながり

練習や反復で動きが変わる=>シナプスに可塑性（Plasticity），すなわち「変わる性質」➔生理的形態的に変化が起こる

- 動作や運動の技能獲得=>スポーツや体育の場面では合目的的にあるいは効率的に身体を動かす技術を身につけること

運動時における心臓の働き

心臓の調節

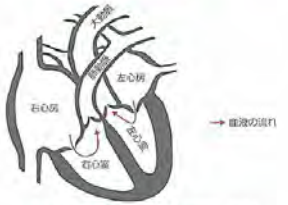


図 5.2　心臓の構造（Åstrand と Rodahl，1976）
心臓は左右２つのポンプからなり，各々に心房と心室の２つの部屋がある．

交感神経
心拍数の増加、心筋の収縮力の増大

副交感神経
心拍数を抑える作用

フランク―スターリングの心臓の法則

心筋が引伸ばされると、長さが長くなるほど大きな筋収縮力を発揮する

筋肉ポンプの働きによる末梢からの静脈帰還流量の増加は心筋を引き伸ばすので心筋の収縮力を増す

2．実証内容と成果

参考資料（活動写真）



【地域クラブ活動　柔道】



【地域クラブ活動　軟式野球】



【地域クラブ活動　陸上競技】



【第１回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会】

2．実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和４年

令和５年度から休日の地域クラブ活動を行う３種目の決定

「休日の部活動の段階的な地域移行」に関する説明会開催

令和５年

柔道、軟式野球の休日の地域クラブ活動開始

陸上競技の休日の地域クラブ活動開始

三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会設置・開催

令和６年

休日の地域クラブ活動実施種目を増設

【令和４年10月】
三条市に設置している９つの運動部活動種目について、それぞれ競技別ミーティングを行い、各競技団体や部活動顧問の考えの集約を行った。

【令和４年12月】
令和５年度に休日の地域クラブ活動を実施する３種目（柔道・軟式野球・陸上競技）を決定し、競技団体とミーティングを行った。
三条市スポーツ協会に、令和５年度からのコーディネーター業務の打診を行った。

【令和５年２月】
各競技団体、三条市立学校教職員、保護者を対象に、「休日の部活動の段階的な地域移行」に関する説明会を開催し、三条市長が三条市の現状、令和５年度実施予定種目、受益者負担額等について説明を行った。

【令和５年度　実施内容】
・学校教育課と健康づくり課スポーツ振興室、三条市スポーツ協会で定期的に協議を重ね、業務仕様書を作成し、三条市スポーツ協会と事業委託契約を結んだ。
・５月20日に柔道、７月８日に軟式野球、11月18日に陸上競技の地域クラブ活動をスタートさせた。開始に向け、それぞれの競技団体とは学校教育課と三条市スポーツ協会が打合せを行った。兼職兼業の手続は学校教育課が行った。
・12月に「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会設置要綱」を告示し、２月８日(木)に第１回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会を開催し、基本方針(案)について協議した。３月28日(木)に２回目を開催し、推進計画について協議する予定となっている。
・三条市スポーツ協会が定期的に地域クラブ活動の様子を参観し、適宜指導主体へ助言を行った。
・消耗品は、三条市スポーツ協会が窓口となり、各競技団体から必要な物品を集約し、購入した。支払いは市が行った。

【令和６年度に向けて】
・管理主体である学校教育課と業務委託先である三条市スポーツ協会の役割分担を明確にし、スポーツ協会が遅滞なく動けるような体制を整備する。
・三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会を年４回開催し、広く意見を求めながら事業を進めていく。
・進捗状況について、広報紙や三条市HP、SNSを活用し発信していく。

【令和６年度の予定概要】
・次年度も令和５年度と同様に、三条市スポーツ協会と業務委託契約を結び、地域クラブ活動実施に向けた取組を推進する。

・三条市スポーツ協会が円滑に事業を進められるよう、学校教育課、スポーツ振興室、三条市スポーツ協会の三者での打合せを月に２回程度行うとともに、三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等の場を利用しながら合意形成を図る。

・休日の地域クラブ活動について、新たに３種目をスタートさせる（剣道・ソフトテニス・バレーボールを予定）。

・三条市スポーツ協会を中心とした各競技団体との協議を通して、平日の実施方法についても検討していく。

3．今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

Phase1　R５～R７	Phase2　R８～R10	Phase3　R11～
部活動（平日・休日） 地域クラブ活動（休日）	部活動（平日） 地域クラブ活動（休日・平日）	地域クラブ活動 （平日・休日）
○休日に地域クラブ活動を月２回程度実施 ○段階的に実施種目を増やす ○大会へは出場しない	○令和８年度から休日の部活動の完全停止を目指す ○平日は部活動に加え、順次地域クラブ活動の環境を整えていく ○休日の部活動は地域クラブ活動とする	○部活動を完全に停止し、平日・休日ともに、地域クラブ活動とする

	2023年度(R5)	2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)
休日の地域クラブ活動	柔道、軟式野球、陸上競技	剣道、バレーボール、ソフトテニス	卓球、サッカー、バスケットボール	
平日の地域クラブ活動		実施方法の具体について、各競技団体とのミーティングや推進委員会等の場で検討・試行実施		環境が整った種目から実施開始
三条市教育委員会	基本方針・推進計画の策定 推進委員会の設置・開催 休日の地域クラブ活動開始	推進委員会（年４回）の開催 休日の地域クラブ活動の実施種目を段階的に増やす 平日の活動の在り方について協議		休日の部活動の完全停止